平成12年(ワ)第4184号 特許権侵害差止等請求事件 口頭弁論終結日 平成13年5月8日

> 判 ヤヨイ化学工業株式会社 訴訟代理人弁護士 島 男 康 田 年 補佐人弁理士 佐 藤 正 哉 同 佐 藤 年 被 極東産機株式会社 訴訟代理人弁護士 柳 子 昤 彦 美 勢 同 克 崎 補佐人弁理士

被告は、原告に対し、金30万7560円及びこれに対する平成12年7月1 日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

原告のその余の請求をいずれも棄却する。

- 訴訟費用は、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担 3 とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

実

当事者の求めた裁判

請求の趣旨

- (1) 被告は、別紙物件目録一ないし三記載の物件を製造し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出してはならない。
 - 被告は、その所有に係る別紙物件目録一ないし三記載の物件を廃棄せよ。
- 被告は、原告に対し、金1512万5000円及びこれに対する平成12 年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 第3項につき仮執行宣言 (5)
 - 請求の趣旨に対する答弁
 - 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 訴訟費用は原告の負担とする。 (2)

当事者の主張 第2

請求原因

(1) 原告は、次の特許権(以下「本件特許権」といい、その特許発明を「本件 発明」という。)を有する。 特許番号 第30

第3020161号

発明の名称 壁紙糊付機

平成10年11月20日 出願年月日

登録年月日 平成12年1月14日

本件発明の特許出願の願書に添付された明細書(以下「本件明細書」とい う。)の特許請求の範囲(請求項1、2、4)の記載は、次のとおりである。 請求項1

本体後部から引き入れられるシート状の壁装材を、前記本体の前面側か ら使用者が手で引き出すことにより、本体内部に配設された糊付けロールを含む複数のロール間の所定の経路に添って移動させ、本体下部に配設された糊桶内の糊を 前記糊付けロールにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する手動壁紙糊付機にお いて、

前記糊付けロールに対して前記壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源

前記補助動力源からの駆動力を前記壁装材の引き出しの回転力として前記 糊付けロールに伝達すると共に、当該引き出し方向への前記糊付けロールの単独遊転を許容する一方向クラッチ機構とを備えていることを特徴とする手動壁紙糊付 機。

請求項2

と、

前記補助動力源は、前記壁紙糊付機の使用者が足で操作する操作部を備 えていることを特徴とする請求項1記載の手動壁紙糊付機。

請求項4

本体の外部から引き入れられるシート状の壁装材を、前記本体部の前面

側から使用者が引き出すことにより、本体内部に配設された糊付けロールを含む複数のロール間の所定の経路に添って移動させ、本体下部に配設された糊桶内の糊を前記糊付けロールにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する壁紙糊付機において、

前記本体部が、開閉可能に構成された上部構体と下部構体とから構成され、

前記糊付けロールは前記下部構体に配設され、

前記糊付けロールの上流側には、前記壁装材の上面側から接して他のロールと連動しない押さえステーが前記上部構体に配設され、

前記糊付けロールの下流側には、前記壁装材の上面側から接して前記糊付けロールと連動するドライブロールが前記上部構体に配設され、さらにその下流側に前記壁装材の下面側から接して前記糊付けロールと連動する均しロールが配設され、

前記糊付けロールに前記壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源が、前記本体部 に対して着脱自在に配設されており、

前記補助動力源からの駆動力の伝達部が、前記補助動力源の出力軸の回転を前記壁装材の引き出し方向への回転力として前記糊付けロールに伝達すると共に、前記糊付けロールの単独遊転を許容する一方向クラッチ機構を備えており、

前記動力源の操作部が、前記壁紙糊付機の使用者の足で操作されるフットスイッチを備えている、

ことを特徴とする手動壁紙糊付機。

(3) 本件発明は、壁紙糊付機に関するもので、その構成要件を分説すれば、次のとおりである。

ア 請求項1

A本体後部から引き入れられるシート状の壁装材を、前記本体の前面側から使用者が手で引き出すことにより、本体内部に配設された糊付けロールを含む複数のロール間の所定の経路に添って移動させ、本体下部に配設された糊桶内の糊を前記糊付けロールにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する手動壁紙糊付機において、

- B 前記糊付けロールに対して前記壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源と、
- C 前記補助動力源からの駆動力を前記壁装材の引き出しの回転力として前記糊付けロールに伝達すると共に、当該引き出し方向への前記糊付けロールの単独遊転を許容する一方向クラッチ機構とを
 - D 備えていることを特徴とする手動壁紙糊付機

イ 請求項2

前記補助動力源は、前記壁紙糊付機の使用者が足で操作する操作部を備えていることを特徴とする請求項1記載の手動壁紙糊付機

ウ 請求項4

- a 本体の外部から引き入れられるシート状の壁装材を、前記本体部の前面側から使用者が引き出すことにより、本体内部に配設された糊付けロールを含む複数のロール間の所定の経路に添って移動させ、本体下部に配設された糊桶内の糊を前記糊付けロールにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する壁紙糊付機において、
- b 前記本体部が、開閉可能に構成された上部構体と下部構体とから構成され、
 - c 前記糊付けロールは前記下部構体に配設され、
- d 前記糊付けロールの上流側には、前記壁装材の上面側から接して他のロールと連動しない押さえステーが前記上部構体に配設され、
- e 前記糊付けロールの下流側には、前記壁装材の上面側から接して前記糊付けロールと連動するドライブロールが前記上部構体に配設され、さらにその下流側に前記壁装材の下面側から接して前記糊付けロールと連動する均しロールが配設され、
- f 前記糊付けロールに前記壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源が、前記本体部に対して着脱自在に配設されており、
- g 前記補助動力源からの駆動力の伝達部が、前記補助動力源の出力軸の回転を前記壁装材の引き出し方向への回転力として前記糊付けロールに伝達すると共に、前記糊付けロールの単独遊転を許容する一方向クラッチ機構を備えており、
- h 前記動力源の操作部が、前記壁紙糊付機の使用者の足で操作されるフットスイッチを備えている、

- ことを特徴とする手動壁紙糊付機
- (4) 被告は、業として、別紙物件目録一記載の物件(商品名「 β E D =

(5)ア イ号物件は、補助動力源付手動壁紙糊付機であり、その構成を分説すれ

ば、次のとおりである。

本体手動壁紙糊付機の本体部後部から引き入れられるシート状の 壁装材を、前記本体部の前面側から使用者が手で引き出すことにより(以下、シート状の壁装材を引き入れる本体部後方側を上流側といい、シート状の壁装材が引き 出される本体部前方側を下流側という。)、本体部内部に配設された糊付けローラーを含む複数のローラー間を所定の経路に沿って移動させ、本体部下部に配設され た糊桶内の糊を前記糊付けローラーにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する手 動壁紙糊付機において、

1 - ii 糊付けローラーに対して壁装材の引き出し力を助勢する補助動力 源を備えていることを特徴とする手動壁紙糊付機である。

1 ー iii 本体手動壁紙糊付機の本体部は筐体部と蓋体部からなっており、 蓋体部は爪部を一方に倒すことにより、本体部の後部側に設けられている筐体部と 蓋体部の支点部を軸として上方に開くことができる。また、支点部のピンを外すことにより、蓋体部を筺体部から取り外すことができる。

1-iv 筐体部には、糊付けローラーが配設されており、その下流側にハ

イテンションローラーを介して前記糊付けローラーと連動する均しローラーが配設 されている。

蓋体部には、筺体部と閉じられたときに、前記糊付けローラーの 上流部に位置するカウンター取付ステー(他のローラーと連動しない。)と、前記 糊付けローラーの下流部に位置するハイテンションローラーが配設されている。

1-vi 本体部後部から引き入れられたシート状の壁装材は、前記カウン ター取付ステーの下面側、前記糊付けローラーの上面側、前記ハイテンションロー ラーの下面側、前記均しローラーの上面側を経て、本体部の前面側から引き出され る。

1-vii 補助動力源部は糊付けローラー等から構成される本体部の(前面 から見て)右側面に着脱可能に配設されている。

1 - viii 補助動力源部からの駆動力伝達部は、補助動力源の出力軸の回転 を前記壁装材の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回転力として、前記 糊付けローラーに伝達するが、前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッ チ機構を備えている。

1 - ix 補助動力源部は、壁紙糊付機の使用者が足で補助動力源を操作す ることができる操作部(以下「フットスイッチ」という。)を備えており、フットスイッチはケーブルにより補助動力源部背面側に接続されている。

イ ロ号物件及びハ号物件は、手動壁紙糊付機(商品名「β-ED」)用の 補助動力源であり、これを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体は、別紙物 件目録四記載のとおりであり(以下、この装置全体を「本件参考装置」とい う。)、その構成を分説すれば、次のとおりである。

2-i 本体手動壁紙糊付機の本体部後部から引き入れられるシート状の 壁装材を、前記本体部の前面側から使用者が手で引き出すことにより、本体部内部 に配設された糊付けローラーを含む複数のローラー間を所定の経路に沿って移動さ せ、本体部下部に配設された糊桶内の糊を前記糊付けローラーにより前記壁装材の 裏面に連続的に塗布する手動壁紙糊付機において、

糊付けローラーに対して壁装材の引き出し力を助勢する補助動力

源を備えていることを特徴とする手動壁紙糊付機である。 2 ー iii 本体手動壁紙糊付機の本体部は筺体部と蓋体部からなっており、 蓋体部は爪部を一方に倒すことにより、本体部の後部側に設けられている筺体部と 蓋体部の支点部を軸として上方に開くことができる。また、支点部のピンを外すことにより、蓋体部を筐体部から取り外すことができる。

2-iv 筐体部には、糊付けローラーが配設されており、その下流側にド ライブローラーを介して前記糊付けローラーと連動する均しローラーが配設されて いる。

蓋体部には、筐体部と閉じられたときに、前記糊付けローラーの

上流部に位置するカウンター取付ステーと、前記糊付けローラーの下流部に位置す るドライブローラーが配設されている。

2-vi 本体部後部から引き入れられたシート状の壁装材は、前記カウンター取付ステーの下面側、前記糊付けローラーの上面側、前記ドライブローラーの下面側、前記均しローラーの上面側を経て、本体部の前面側から引き出される。

2-vii 補助動力源部は糊付けローラー等から構成される本体部の(前面から見て)右側面に着脱可能に配設されている。

2-viii 補助動力源部からの駆動力伝達部は、補助動力源の出力軸の回転を前記壁装材の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回転力として、前記糊付けローラーに伝達するが、前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている。

2-ix 補助動力源部は、壁紙糊付機の使用者が足で補助動力源を操作することができる操作部(フットスイッチ)を備えており、フットスイッチはケーブルにより補助動力源部背面側に接続されている。

(6)ア(ア) イ号物件の構成 1 — i は、請求項1の構成要件A及びDを充足し、構成1 — ii は、構成要件Bを充足し、構成1 — viiiは、構成要件Cを充足するから、イ号物件は、請求項1を充足する。

(イ) イ号物件の構成1-ixは、請求項2のうち、「前記補助動力源は、前記壁紙糊付機の使用者が足で操作する操作部を備えていることを特徴とする」との構成を充足し、前記(ア)のとおり、イ号物件は請求項1を充足するから、イ号物件は、請求項2を充足する。

イ(ア)本件参考装置の構成2-iは、請求項1の構成要件A及びDを充足し、構成2-iiは、構成要件Bを充足し、構成2-viiiは、構成要件Cを充足するから、同装置は、請求項1を充足する。

(イ) 本件参考装置の構成2-ixは、請求項2のうち、「前記補助動力源は、前記壁紙糊付機の使用者が足で操作する操作部を備えていることを特徴とする」との構成を充足し、前記(ア)のとおり、同装置は請求項1を充足するから、同装置は、請求項2を充足する。

- 口号物件及びハ号物件は、いずれも、本件参考装置の生産にのみ使用す る物に当たる。
- (7) 被告は、イ号物件、ロ号物件及びハ号物件を製造し、譲渡し、貸し渡し、 譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出するおそれがある。
- (8)ア(ア) 被告は、イ号物件を、本件特許権の登録日の翌日である平成12年 1月15日から同年6月30日までの間、少なくとも、385台販売した。イ号物 件の販売価格は1台17万8000円であり、イ号物件1台当たりの利益率は20 パーセントを下らない。
- したがって、この間のイ号物件の販売によって得た被告の利益は、1370万6000円(17万8000円×0.2×385台=1370万6000 円)を下らない。
- (イ) 被告は、ハ号物件を、本件特許権の登録日の翌日である平成12年 1月15日から同年6月30日までの間、少なくとも、165台販売した。ハ号物 件の販売価格は1台4万3000円であり、ハ号物件1台当たりの利益率は20パ ーセントを下らない。
- したがって、この間のハ号物件の販売によって得た被告の利益は、 41万9000円(4万3000円×0.2×165台=141万9000円)を 4 1人 下らない。 (ウ)
- 原告は、イ号物件、ハ号物件を手動壁紙糊付機に取り付けた補助動 カ源付手動壁紙糊付機(本件参考装置)と、それぞれ競合する補助動力源付手動壁 紙糊付機(商品名「フレッシュマン駆動式システマ」等)を製造販売している。
- (エ) したがって、被告がイ号物件及びハ号物件の販売によって得た利益 1512万500円(1370万6000円+141万9000円=1512万 5000円)は、特許法102条2項により、原告が受けた損害の額と推定され る。
- 原告は、イ号物件、ロ号物件及びハ号物件と競合する補助動力源付 手動壁紙糊付機の製造販売を平成10年9月から本格的に始め、同月の販売台数は 13台であったが、同年10月の販売台数は29台に伸び、原告は、補助動力源付 手動壁紙糊付機の販売数量につき、1か月当たり100台という見込みを立てていた。しかし、被告は、同年11月、手動壁紙糊付機 β -EDに取り付けられる補助動力源ラクーンの販売を始め、ラクーンを単独で、又は β -EDに取り付けて販売した。そのため、原告の販売数量は大幅に減少した。補助動力源付手動壁紙糊付機 の販売は、原告と被告が競合しており、他に見るべき競合機種や競合業者は存在し ないから、原告の販売数量の減少は、被告の販売によるものである。
- 本件特許権の登録日の翌日である平成12年1月15日から同年6月 30日までに原告が販売できると見込まれた補助動力源付手動壁紙糊付機の数は6 00台であり、この間に原告が実際に販売したのは66台であるから、原告は、被告の販売によって、534台分につき販売する機会を失った。原告の補助動力源付 手動壁紙糊付機の販売価格は1台17万8000円であり、1台当たりの限界利益 は3万5600円を下ることはないから、原告は、被告の販売により、同年1月1 5日から同年6月30日までの間に1901万0400円の得べかりし利益を喪失 した(3万5600円×534台=1901万0400円)。
- (イ) 原告は、被告に対し、この1901万0400円の損害の内金15 12万5000円を請求する。
- (9) よって、原告は、被告に対し、本件特許権に基づき、イ号物件、口号物件 及び八号物件の製造、譲渡、貸渡し、譲渡若しくは貸渡しのための展示、輸出の差 止め並びにイ号物件、口号物件及びハ号物件の廃棄を求め、本件特許権侵害の不法 行為による損害賠償として、1512万500円及びこれに対する不法行為の後 である平成12年7月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損 害金の支払を求める。
 - 請求原因に対する認否
- (1) 請求原因(1)ないし(3)は認める。 (2)ア 同(4)の事実のうち、被告が、業として、平成12年5月9日まで、一 方向クラッチ機構を備え、別紙物件目録三記載の構成を備えた「ラクーンⅡ」とい う商品名の手動糊付機用補助動力源を販売していた(以下、一方向クラッチ機構を 備えた「ラクーンⅡ」という商品名の手動糊付機用補助動力源を「旧ラクーンⅡ」 という。)ことは認める(ただし、同目録の「三 構成」②中に「係合ピン」とあ るのは否認する。「ガイド」とすべきである。)。被告は、「ラクーン」という商

品名の手動糊付機用補助動力源については、本件特許権の登録日である平成12年 1月14日の前から既に製造販売していないから、口号物件については認否しな い。同(4)の事実のうちその余は否認する。

被告は、業として、平成12年5月9日まで、一方向クラッチ機構を備 えた「 β - E D ラクーンAuto」という商品名の補助動力源付手動糊付機を販売していたが(以下、一方向クラッチ機構を備えた「 $\beta-$ EDラクーンAuto」と ラッチ機構を備えない「eta ーEDラクーンAuto」という商品名の補助動力源付 手動糊付機を「新 β -EDラクーンAuto」という。)、旧 β -EDラクーンA utoは販売していない。

旧eta -EDラクーンAutoの構成は、別紙物件目録一記載の構成と、 フットスイッチを備えない点で異なるが、その余は同一であり、新βーΕDラクー ンAutoの構成は、別紙物件目録一記載の構成と、フットスイッチを備えない点 及び一方向クラッチ機構を備えない点で異なるが、その余は同一である。 ウ 前記のとおり、被告は、業として、平成12年5月9日まで、旧ラク-

ンⅡを販売していたが、同月10日以降は、一方向クラッチ機構を備えない「ラク 一ンⅡ」という商品名の手動糊付機用補助動力源を販売しており(以下、一方向ク ラッチ機構を備えないラクーンⅡという商品名の手動糊付機用補助動力源を「新ラ クーンⅡ」という。)、旧ラクーンⅡは販売していない。

前記のとおり、旧ラクーンIIの構成は、別紙物件目録三記載の構成と同一であり、新ラクーンIIの構成は、別紙物件目録三記載の構成と、一方向クラッチ 機構を備えない点で異なるが、その余は同一である。

(3) 請求原因(5)に対する認否は、次のとおりである。

ア(ア) 旧β-EDラクーンAutoについて、構成1-iないし1-viiiを

備えることは認め、構成 1-ix を備えることは否認する。 (イ) 新 $\beta-E$ DラクーンA u t oについて、構成 1-i ないし 1-vii 及び 1-viii のうち「補助動力源部からの駆動力伝達部は、補助動力源の出力軸の回転 を前記壁装材の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回転力として、前記糊付けローラーに伝達する」という部分を備えることは認め、構成1ーviiのうち 「前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている」という 部分及び構成1ーixを備えることは否認する。

イ ロ号物件を手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体の構成について は認否しない。

ウ(ア) 旧ラクーンⅡについて、それを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の 装置全体が別紙物件目録四記載のとおり(本件参考装置)であり、その構成が構成 2-iないし2-ixのとおりであることは認める。

(イ) 新ラクーンⅡについて、それを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の 装置全体に関しては、別紙物件目録四のうち「前記糊付けローラーが単独遊転でき る一方向クラッチ機構を備えている」という部分は否認し、その余は認める。その 構成については、構成2-iないし2-vii、2-ix及び2-viiiのうち「補助動力源部からの駆動力伝達部は、補助動力源の出力軸の回転を前記壁装材の引き出し方向 (上流側から下流側の方向)への回転力として、前記糊付けローラーに伝達する」という部分を備えることは認め、構成2ーviiiのうち「前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている」という部分を備えることは否認する。
(4) 請求原因(6)に対する認否は、次のとおりである。

 $\Pi\beta - EDラクーンAutoが請求項1を充足することは認める。$ 新 $\beta-$ EDラクーンAu t oは、構成1-viiiのうち「前記糊付けロー ラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている」という部分を備えないか ら、請求項1の構成要件Cを充足しない。

(イ) 旧 β -EDラクーンAutoは、構成1-ixを備えないから、請求 項2の「前記補助動力源は、前記壁紙糊付機の使用者が足で操作する操作部を備え ていることを特徴とする」という部分を充足しない。

新β-EDラクーンAutoは、構成1-ix を備えないから、請求項 2の「前記補助動力源は、前記壁紙糊付機の使用者が足で操作する操作部を備えて いることを特徴とする」という部分を充足しないし、前記(ア)のとおり、請求項1 を充足しないから、請求項2の「請求項1記載の手動壁紙糊付機」という部分も充

足しない。 (ウ) 旧 β — E D ラクーン A u t o は、構成 1 - ix を備えないから、請求 項4の構成要件hを充足しない。

新 β -EDラクーンAutoは、構成1-viiiのうち「前記糊付けロー ラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている」という部分を備えないか ら、請求項4の構成要件gを充足しないし、構成1-ixを備えないから、構成要件 hも充足しない。

ラクーンを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体が請求項1、2 又は4を充足するかについては、認否しない。

ウ(ア) 旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた本件参考装置が請求項 1を充足することは認める。

新ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体は、構成 2 - viiiのうち「前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている」という部分を備えないから、請求項1の構成要件Cを充足しない。 (イ) 旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた本件参考装置が請求項2を充足することは認める。

新ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体は、前記 (ア)のとおり、請求項1を充足しないから、請求項2の「請求項1記載の手動壁紙 糊付機」という部分を充足しない。

(ウ) 旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた本件参考装置が請求項 4を充足することは認める。

新ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体は、構成 2 - viiiのうち「前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えて いる」という部分を備えないから、請求項4の構成要件gを充足しない。

請求原因(6)ウの事実のうち、旧ラクーンⅡが、旧ラクーンⅡを手動壁紙 糊付機に取り付けた本件参考装置の生産にのみ使用する物に当たること、新ラク-レⅡが、新ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体の生産にのみ 使用する物に当たることは認め、口号物件が本件参考装置の生産にのみ使用する物に当たるかどうかについては認否しない。
(5) 請求原因(7)の事実は否認する。前記(2)イ及びウのとおり、被告は、平成

- 12年5月10日以降、新 β -EDラクーンAuto及び新ラクーンIIを製造販売 しており、既に製造していた旧 β -EDラクーンAuto及び旧ラクーンIについ ては、すべて新 β -EDラクーンAuto及び新ラクーンIに改造済みであり、在 庫を有していない。また、前記(4)ア(ア)及びウ(ア)、(イ)、(ウ)のとおり、被告 は、 $\Pi\beta - EDラクーンAutoが請求項1を充足すること並びに旧ラクーン<math>\Pi$ を β — EDに取り付けた本件参考装置が請求項 1、2及び4を充足することを争っていない。さらに、被告は、後記(6)ア(ア)、(イ)のとおり、本件特許権の特許公報発行日である平成 1 2 年 3 月 1 5 日から同年 5 月 1 9 日までに販売した旧 β — EDラ クーンAuto及び旧ラクーンIIの台数を明らかにし、それぞれの1台当たりの利 益率が20パーセントであることも争っていない。したがって、被告が、将来、旧 $\beta - EDラクーンAuto又は旧ラクーンIIを製造販売等するおそれはない。$
- (6)ア(ア) 請求原因(8)ア(ア)の事実のうち、被告が、本件特許権の特許公報 発行日である平成12年3月15日から同年5月9日までに旧 β -EDラクーンA utoを5台販売し、その販売額が合計68万3000円であること、1台当たりの利益率が20パーセントであることは認め、その余は否認する。
- 同(8)ア(イ)の事実のうち、被告が、前同平成12年3月15日から **(1)** 同年5月9日までに旧ラクーンⅡを25台販売し、その販売額が合計85万480 0円であること、1台当たりの利益率が20パーセントであることは認め、その余 は否認する。
- 同(8)ア(ウ)の事実のうち、原告が補助動力源付手動壁紙糊付機(商 品名「フレッシュマン駆動システマ」等)を製造販売していることは認め、その余 は否認する。これは、旧ラクーンⅡと競合する製品ではない。

同(8)ア(エ)の主張は争う。 (\mathbf{I})

イ 同(8)イ(ア)の事実のうち、原告が補助動力源付手動壁紙糊付機を製造販 売していることは認め、その余の事実は否認し、主張は争い、(イ)の主張は争う。

(7) 同(9)の主張は争う。

3 抗弁

(1) (特許無効による権利濫用)

ア 本件発明の特許出願前に頒布された刊行物には、次のような記載があ

る。

(ア) 遅くとも昭和55年にフセオ商事株式会社が製造販売した糊付機NEW α の取扱説明書(乙第1号証)には、半自動糊付機NEW α ー $\mathbb I$ の構成として、糊付機本体後部から引き入れられるクロスを、本体の前面側から手で引き出すことにより、本体内部に配設された糊付けローラーを含む複数のローラー間の所定の経路に沿って移動させ、本体下部に配設された糊桶内の糊を前記糊付けローラーにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する手動壁紙糊付機において、前記糊付けローラーに対して前記壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源である半自動電装ボックスを設け、前記補助動力源からの駆動力を前記壁装材の引き出しの回転力として前記糊付けローラーに伝達するようにした構成及び糊付機本体に補助動力源の取付部を設けた構成が記載されている。乙第1号証には、NEW α ー $\mathbb I$ がフットスイッチを備えていることも記載されている。

- (イ) 特開平10-34776号公開特許公報(乙第2号証)は、片面段ボールを形成するシングルフェーサの糊付装置に関するものであり、中しん紙を供給する下段ロールと糊ロールの速度差を一定とし、中しん紙の各山に常時一定量の糊を付着させることを目的とし、中しん紙との接触によって回転する糊ロールに、糊ロールの回転速度が駆動軸の回転速度を上回ると、駆動軸から糊ロールへの回転伝達を遮断し、糊ロールの単独遊転を許容する一方向クラッチを設けたことを特徴とするものである。
- (ウ) 特開平5-43084号公開特許公報(乙第3号証)は、ファクシミリ装置等の用紙搬送装置に関するものであり、駆動モーターからの駆動力を紙の引き出しの回転力として送りローラに伝達するとともに、引き出し方向への紙の引き出しを行えるよう送りローラの単独遊転を許容する一方向クラッチを設けた構成のものであり、搬送通路内における紙詰まり時において、紙を送り出し方向に軽く引くと、一方向クラッチによって、ローラと減速歯車機構との連結が解離されて、各ローラは遊転し、紙を搬送通路から容易に取り除くことができるという作用を有するものである。
- (エ) 特開平7-313913号公開特許公報(乙第4号証)は、手動クロス糊付機に関するものであり、たとえ凹凸のあるクロスであっても、完全均一に糊を塗布することのできる、カウンターステー等の押さえ手段を備えた改良された手動クロス糊付機を提供することを目的とするものである。
- (オ) 特開平1-186487号公開特許公報(乙第5号証)は、動力補助式自転車の動力伝達装置に関するものであり、補助動力から被駆動軸に対して駆動力を伝達可能な一方向クラッチを設け、被駆動軸側からの回転時には、補助動力との連結を解除し、空転するようにしたものである。
- (カ) 特開平5-8895号公開特許公報(乙第6号証)は、複写機やプリンタ等の画像形成装置やその他ソータ等に装備される搬送装置に関するものであり、駆動系のモーターに対する入力部に、一方向クラッチを設け、駆動モーターの電気系が停電し、モーターが停止しても、駆動系は遊転し、排紙不良を防ぐことができるようにしたものである。
- (キ) 特開平5-278670号公開特許公報(乙第7号証)は、電気自転車に関するものであり、減速部材に一方向クラッチを設けることにより、モーターの回転力を後車輪の車軸に伝達し、一方、車輪からモーターへの回転力の伝達を解除するようにしたものである。
- (ク) 特開平5-155450号公開特許公報(乙第8号証)は、プリンタ又は複写機等において、用紙を一枚ずつ分離して印字部に供給し、印字後に用紙を戻し得る自動給紙装置に関するものであり、モーターの正方向の回転をトルクリミッタと一方向クラッチとを介して分離ローラーに伝達し、重なった用紙を分離ローラーで押し戻し、モーターを逆転させた場合には、一方向クラッチにより分離ローラーの追従回転を許容し、用紙を円滑に戻すようにしたものである。
- ーラーの追従回転を許容し、用紙を円滑に戻すようにしたものである。 (ケ) 特開平5-169767号公開特許公報(乙第9号証)は、電子写真方式の印刷機に使用される感光ドラムや定着ロールの汚れを除去する印刷機のドラムクリーニング装置に関するものであり、ペーパーウェブの弛みを取るために巻き取りモーターを回すと巻き取り軸のみを駆動するように、一方向クラッチを使用したものである。
- (コ) 特公昭38-3161号特許公報(乙第10号証)は、内輪にボール半径よりやや大きい曲率をもつ軌道面を作り、外輪に外径側より内輪軌道面に接

するようにボール半径よりやや大きい斜穴をあけ、この斜穴と内輪軌道との間にボールを装入した一方向クラッチに関するものである。

イン第5ないし第10号証に示されるように、一方向クラッチを駆動側と被駆動側の間に介設し、被駆動側ローラーの自由な回転を許容するものは、多分野において用いられており、単にその応用分野が新規であるからといって、進歩性を有するものではない。このような技術水準を勘案すると、請求項1の発明は、乙第1及び第2号証に基づいて当業者が容易に発明をすることができ、請求項2の発明は、乙第1及び第2号証に基づいて当業者が容易に発明をすることができ、請求項4の発明は、乙第1、第2及び第4号証に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである。

ウ したがって、請求項1、2及び4には、特許法29条1項2号又は同条2項に違反する無効理由があることが明らかであり、このような無効理由があることが明らかな特許権に基づく差止め、損害賠償の請求は、権利の濫用に当たり許されない。

(2) (過失推定の障害事実)

特許法 103条により過失が推定される根拠は、特許権の存在が公示されていることにあるから、特許権登録後であっても、特許公報の発行が行われていない期間については、過失推定の根拠を欠く。したがって、原告が損害賠償を請求し得るとしても、本件特許権の特許公報が発行された平成 12年 3 月 15 日から、被告が旧 β — EDラクーンAuto及び旧ラクーン Π の販売を行っていた同年 5 月 9日までの期間についてにすぎない。

4 抗弁に対する認否

(1) 抗弁(1)の主張は争う。

本件発明が手動壁紙糊付機に関するものであるのに対して、乙第1ないし第10号証に記載されているものは、いずれも手動壁紙糊付機に関する技術ではないし、これらの技術を手動壁紙糊付機に転用することが容易であるとはいえない。また、乙第1号証は、出願の過程において特許庁に提出され審査を経ているから、明らかな無効理由があることを裏付ける根拠となるものではない。したがって、本件特許権に無効理由があることが明らかとはいえない。

(2) 抗弁(2)の主張は争う。

1 請求原因(1)ないし(3)は当事者間に争いがない。

2(1) 同(4)の事実のうち、被告が、業として、平成12年5月9日まで、別紙物件目録三記載の構成を備えた旧ラクーンIIを製造販売していたことは、当事者間に争いがない(なお、同目録の「三 構成」②中の「係合ピン」については、被告はこれを「ガイド」とすべきであると主張しており、この部分は当事者間で争いがあるが、客観的な構成に争いがあるわけではなく、また、本件発明との対比の上で特に意味がある部分でもない。)。この当事者間に争いのない事実と乙第11号証、第12号証の1、2、第13号証、第16号証、第17号証、第18号証の1ないし3、第19号証の1ないし4、第20号証、第21号証、第22号証の1ないし7、第23号証の1、2、第24号証、第25号証の1ないし30、第26号証及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

動壁紙糊付機である旧 β - EDラクーンAutoを製造販売していた。 被告内においては、平成12月4月ごろ、営業部門を通じて行ったアンケートの結果に基づき、実際のユーザーである内装施工業者に開発担当者が連絡を取るなどして調査を行い、ラクーン $\mathbbm{1}$ の作動時に壁紙をモーターの回転速度より速く引くような使用方法はされないとの結果を得て、 β - EDラクーンAutoの結果を得て、から一方向クラッチを外しても支障がないとの結論に至った。この調査結果は、被告の本社で同年5月8日に開かれたインテリア関連機器の新商品開発検討会に報告され、 β - EDラクーンAuto及びラクーン $\mathbbm{1}$ から一方向クラッチを外すと、クロスをモーターの駆動よ

り速く引いた場合に従前と糊付け状態が変わるおそれがあるので、その旨、取扱説 明書と注意シールに明記すること、不具合が生じた場合には営業サイドで対処する こと、一方向クラッチを外しても品番、名称は変えないが、製造番号を累進して変 更分を判別できるようにすることなどが決められた。この決定に基づき、被告内で は、生産部門及び品質保証部門に対し、既に完成している旧 β -EDラクーンAu to及び旧ラクーンIIの在庫分について一方向クラッチを外す改造を行うための改造用部品の発注及び改造依頼を行う業務依頼書が配布された。この依頼書には、旧 52台、旧ラクーンⅡの在庫が神岡(関西配送センター)に18台、北関東(関東 配送センター)に33台、合計140台)、改造に必要な部品の詳細(歯車軸、6角穴付止めネジ2種、平行キー片丸、注意シール、取扱説明書に追加するページ) 及び発注数(予備を含めて145台分)、改造内容の詳細が書かれていた。旧 β -EDラクーンAuto及び旧ラクーンIIの一方向クラッチ取付部の構造は、モーター軸にハウジングシャフトを取り付け、そのハウジングシャフトにシェル形ローラークラッチを嵌合させて一方向クラッチを構成し、ローラークラッチに駆動伝達用の歯車を取り付けるという構造であった。改造の内容は、歯車と一方向クラッチを 外し、新たに用意した歯車軸を取り外した歯車の中心に入れて境界面(円周上)に アし、利にに用意した歯単軸で取りかした歯単の中心に入れて境界面(円向上)に タップを立て、押しネジ用のタップも立て、平行キーを入れて6角穴付止めネジ で、駆動伝達用歯車を止めること、「回転速度に合わせてご使用下さい。」と記載 された注意シールを所定の位置に貼付すること、取扱説明書に、「ご使用上の注意 ローラーの回転速度より速くクロスを引くと、糊がかすれることがあります。ロ ーラーの回転速度に合わせてクロスを引いて下さい。」と記載されたページを追加 することなどであった。また、その後新たに製造する分について設計変更をするた め、設計変更の詳細を記載した設計変更通知書が同年5月11日に研究開発契明が め、設計変更の詳細を記載した設計変更通知書が同年5月11日に研究開発部門か ら発送されたが、同月10日出荷の4台から設計変更が実施された。新たな製造分 について同月10日出荷分から設計変更が実施されたことは、同月11日、営業部 は関西配送センターに同月15日までに返送すること、関西配送センターではクラッチ機構を取り除いて同月10日から出荷していること、関東配送センターの在庫品は同週末に一部クラッチ機構を取り除く予定であることなどが記載された連絡表 が送付された。関西配送センターでは、在庫があった旧 β -EDラクーンAuto 及び旧ラクーン Π について改造が行われたが、営業担当者が持ち回っていた分についても回収され改造が行われため、業務依頼書及び設計変更通知書に記載されていた旧 β — E D ラクーンA u t o 3 7 台及び旧ラクーン Π 1 8 台の合計 5 5 台より も4台多い59台について改造が行われた。関東配送センターでは、同年6月3 日、旧 β - E D ラクーンA u t o 5 2 台及び旧ラクーンII 3 3 台について改造が行 われた。被告は、同月10日以降は、旧 β -EDラクーンAuto及び旧ラクーン IIは、製造も販売も行っておらず、一方向クラッチを外した新 β -EDラクーンA

u t o 及び新ラクーンII を製造販売している。 $\pi\beta$ - E D ラクーンA u t o について、営業品番は、旧 β - E D ラクーンA u t o と同じ 1 1 - 1 4 2 7 のままとされたが、旧 β - E D ラクーンA u t o と同じ 1 1 - 1 4 2 7 のままとされたが、旧 β - E D ラクーンA u t o と 市分から改造されたものについては、製品コードは 0 5 1 - 0 1 8 6 - 0 0 とされ、製造番号は 3 0 0 1 以降に変更され、一方向クラッチを備えないで新たに製造されるものについては、製品コードは 0 5 1 - 0 1 8 6 - 0 0 とされ、間ラクーンII について、営業品番は、旧ラクーンと同じ 1 1 - 1 4 2 3 のままとされたが、旧ラクーンII の在庫分から改造者号は 1 0 0 1 以降とされたものと同様とされ、一方向クラッチを備えないで新たに製造される分については、製品コードは 0 5 1 - 0 1 8 5 - 0 0 値えないで新たに製造される分については、製品コードは 0 5 1 - 0 1 8 5 - 0 0 とされ、製造番号は 1 0 0 1 以降とされた。

旧β-EDラクーンΑuto及び新β-EDラクーンAutoは、壁紙を引くと同時に補助動力源のスイッチが入り、糊付ローラーが自動回転するようにテンション検知機能が付いているから、補助動力源のスイッチを操作するためにフットスイッチは必ずしも必要ではなく、フットスイッチはオプションとされており、別

売のフットスイッチを装着することができるが、旧 β ーEDラクーンAuto及び新 β ーEDラクーンAuto自体には、フットスイッチは含まれておらず、その構成とはなっていない。これに対し、旧ラクーン $\mathbbm{1}$ 及び新ラクーン $\mathbbm{1}$ は、手動糊付機 β ーED用の補助動力源であるが、 β ーEDには、テンション検知機能が付いていないから、両手で壁紙を持った状態で補助動力源のスイッチを操作するためにはフットスイッチが必要であり、旧ラクーン $\mathbbm{1}$ 及び新ラクーン $\mathbbm{1}$ には、フットスイッチが付属し、その構成をなしている。

以上の事実が認められる。
(2) 原告は、 β - E D の製造販売が現在でも行われているところ、テンション検知機能が付いていない β - E D を購入した者が補助動力源を購入する場合は、フットスイッチの付いたラクーン又は旧ラクーン $\mathbb I$ を購入することになるから、 β - E D の製造販売が現在も行われている以上、ラクーン又はラクーン $\mathbb I$ の製造販売の裏き推認される旨主張する(平成 1 3 年 2 月 4 日付け原告第 7 準備書面 8 頁以下)。しかし、前記認定のとおり、 β - E D に装着される補助動力源としては、旧ラクーン $\mathbb I$ が製造販売されているから、 β - E D が製造販売されていることをもって、ラクーン又は旧ラクーン $\mathbb I$ の製造販売の事実が推認されるものではない。原告は、旧 β - E D $\overline{-}$ 2 $\overline{-}$ 2 $\overline{-}$ 2 $\overline{-}$ 3 $\overline{-}$ 3 $\overline{-}$ 4 $\overline{-}$ 4 $\overline{-}$ 5 $\overline{-}$ 6 $\overline{-}$ 7 $\overline{-}$ 7 $\overline{-}$ 8 $\overline{-}$ 6 $\overline{-}$ 7 $\overline{-}$ 7 $\overline{-}$ 8 $\overline{-}$ 8 $\overline{-}$ 7 $\overline{-}$ 8 $\overline{-}$ 8 $\overline{-}$ 9 $\overline{$

一機2パグラー (1) では、 (1)

チの機能や作用について触れた記述はないから、「ワンウェイクラッチを取り外しても、パンフレットに記載している主要な機能、機構には変わりがありません」という記述は、事実に反するところはないといえる。したがって、乙第13号証「5」末尾の前記記述は、事実に反せず、この記述が事実に反することから同号証の他の記述も信用することができないとする原告の主張は、採用することができない。

原告は、一方向クラッチの取り外しに関する調査報告書(乙第17号証)並でに平成12年5月10日にインテリア事業部から各営業所及び各配送センタででに配布された連絡表(乙第26号証)に「ラクーン」という記載があることから、被告がラクーン(ロ号物件)を本件特許権の登録日である平成12年1月14日の後も販売している疑いがある旨主張する(平成13年4月27日付け中の日本の事業を外しても支障ないか」という題名が記載されており、また、乙第26号証には、「件名:ラクーンⅡのワン・また、乙第26号証には、「件名:ラクーンⅡのフェーン・は「件名:ラクーンⅡのフェーン・は「件名:ラクーンⅡのフェーン・は「中名・ファーン・は「中名・ファーン・は「中名・ファーン・は「中名・ファーン・は「中名・ファーン・は「中る・ファーン」という記載されるところできない。「ラクーンⅡ」を省略して記載したことができない。「ラクーンⅡ」を省略して記載したことができない。「ラクーンⅡ」を省略して記載したことができない。

原告は、アラウトでは、スーローののの一の大ののでは、アラウーンのは、、第144号証に、、から3年2月に、から3年2月に、から3年2月に、から3年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、から17年2月に、の17年2月に、大の17年2月に、17年2月に、大の17年2月に、17年2月に、大の17年2月に、17年2月に、大の17年2月に、大の17年2月に、大の17年2月に、大の17年2月に、大の17年2月に、大の17年2月に、17年2月2日に、17年

前記2(1)の認定事実によれば、被告は、かつて、業として、ラクーンを製造販売していたが、本件特許権の登録日である平成12年1月14日の前に既に製造販売をやめ、平成11年から、ラクーンの後継機種として、旧ラクーンIIを製造販売しており、平成12年5月10日以降は、新ラクーンIIを製造販売している。このような事実に照らすと、ラクーンについては、現在製造販売していないし、将来製造販売するおそれがあるとは認められない。したがって、ラクーン(ロ号物件)については、その構成や請求項1、2又は4の技術的範囲への属否を検討するまでもなく、その製造、譲渡、貸渡し、譲渡若しくは貸渡しのための展示の停止又は予防の請求は理由がなく、廃棄の請求も理由がない。なお、輸出自体は物の発明の実施に含まれないから(特許法2条3項1号参照)、原告による輸出の差止めの請求も、理由がない。

4 旧 β - EDラクーンAuto及び新 β - EDラクーンAuto並びに旧ラクーン II 及び新ラクーン II の構成の分説について検討する。

(1)ア 旧 β ーEDラクーンA u t oが、構成 1 ー i ないし 1 ー viii を備えることは当事者間に争いがない。前記 2 (1) の認定事実によれば、旧 β ー EDラクーンA u t o はフットスイッチを備えておらず、構成 1 ー ix を具備しない。

イ 新 β - E D ラクーン A u t o が、構成 1 - i ないし 1 - vii 及び 1 - viii のう

ち「補助動力源部からの駆動力伝達部は、補助動力源の出力軸の回転を前記壁装材 の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回転力として、前記糊付けローラ 一に伝達する」という部分を備えることは当事者間に争いがない。前記2(1)の認定 事実によれば、新eta -EDラクーンAutoは一方向クラッチ及びフットスイッチ のいずれも備えておらず、構成1-viiiのうち「前記糊付けローラーが単独遊転でき る一方向クラッチ機構を備えている」という部分及び構成1-ixを具備しない。

(2)ア 旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体が別紙物件目 録四記載のとおり(本件参考装置)であり、その構成が構成2-iないし2-ixの

とおりであることは当事者間に争いがない。

新ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体が、別紙物件 目録四のうち「前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えて いる」という部分以外の記載のとおりであること、その構成は、構成2-iないし 2-vii、2-ix及び2-viiiのうち「補助動力源部からの駆動力伝達部は、補助動力 源の出力軸の回転を前記壁装材の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回 転力として、前記糊付けローラーに伝達する」という部分を備えることは、当事者間に争いがない。前記 2 (1) の認定事実によれば、新ラクーン II を手動壁紙糊付機に 取り付けた場合の装置全体は、別紙物件目録四のうち「前記糊付けローラーが単独 遊転できる一方向クラッチ機構」を備えておらず、構成2ーviiiのうち「前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている」という部分を具備し

旧eta-EDラクーンAuto、新eta-EDラクーンAuto並びに旧ラクーン Ⅱ又は新ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体が請求項1、2 又は4を充足するかなどについて検討する。

(1) **ア** $\Pi\beta$ - E D ラクーンAutoが請求項1を充足することは当事者間に争いがない。

新βーEDラクーンAutoは、構成1ーviiiのうち「前記糊付けローラー が単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている」という部分を具備しないか ら、請求項1の構成要件Cを充足しない。

る」という部分を充足しない。

新β-EDラクーンAutoは、構成1-ix を具備しないから、請求項2 の「前記補助動力源は、前記壁紙糊付機の使用者が足で操作する操作部を備えてい ることを特徴とする」という部分を充足しないし、前記アのとおり、請求項1を充 足しないから、請求項2の「請求項1記載の手動壁紙糊付機」という部分も充足し ない。

 $\Pi\beta - EDラクーンAutoは、構成1-ixを具備しないから、請求項4$ の構成要件hを充足しない。

新eta-EDラクーンAutoは、構成1-viiiのうち「前記糊付けローラー が単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えている」という部分を具備しないか ら、請求項4の構成要件gを充足しないし、構成1-ixを具備しないから、構成要 件hも充足しない。

(2)ア 旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた本件参考装置が請求項1を充

足することは、当事者間に争いがない。 新ラクーンIIを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体は、構成2viiiのうち「前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えてい る」という部分を具備しないから、請求項1の構成要件Cを充足しない。

旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた本件参考装置が請求項2を充 足することは、当事者間に争いがない。

新ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体は、前記アの とおり、請求項1を充足しないから、請求項2の「請求項1記載の手動壁紙糊付 機」という部分を充足しない。

旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた本件参考装置が請求項4を充 足することは、当事者間に争いがない。

新ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた場合の装置全体は、構成2viiiのうち「前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備えてい る」という部分を具備しないから、請求項4の構成要件gを充足しない。

(3) 旧ラクーンⅡが、旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付機に取り付けた本件参考装置

の生産にのみ使用する物に当たることは、当事者間に争いがない。 6 抗弁(1)(特許無効による権利濫用)について検討する。

(1) 本件明細書には、次のような記載がある。

従来技術として、壁紙糊付機に手動型のものと自動型のものがあったこと (【OOO2】)が記載され、「従来の壁紙糊付機で手動型と電動型の切り替えが 可能なものも考案されているが、この従来例では、手動の際には駆動源となるモータユニットを取り外し、更に、自動動作の時にのみ必要な入り口側のピンチロール を取り外すことで、手動型としても使用出来るようにしている」(【OOO5】)と記載されている。

発明が解決しようとする課題としては、手動型の問題(【0006】)、自動型の難点(【0008】)のほか、「自動型と手動型とに切り替え可能に構成したものは、自動の際の作動が完全になるように、電動型でのみ必要な構成としてより口側ピンチロールを供えたものであるが、この装置を手動型として使用する場合には、このピンチロールをいちいち取り外したり、更には駆動源を取り外したり、可能を取りがある」(【0009】)と記載されている。そして、本件発明の目的として、手動型の問題点を解決して、補助動力を設けることで、使用者の労力の低減を図ること、切り替え動作無しに、手動型と自動(また、使用者の労力の低減を図ること、切り替え動作無しに、手動型と自動(また、動力を設定して、相助動力を設けているの労力を提供することを挙げている(【0011】)。

とはないし、51さロしカル日本は高いのでは、 短縮となる。」(【0036】)と記載されている。 発明の効果としては、「本発明では、クラッチ機構を備えることで、手動型 としての糊付機の一般的な使用も可能であり、さらには、最終的な長さあわせの手 動調整や、補助動力源での速度が遅い場合でも使用者の手の小さな力でより早い糊 付け作業が行える。」(【0101】と記載されている。

- (2) ところで、弁論の全趣旨によれば、一方向クラッチ(ワンウェイクラッチ)機構そのものの機能は、逆方向の回転の伝達を遮断することであると認められるが、このような一方向クラッチ機構の機能のみからは、本件発明の課題を解決するというの手段、作用効果は、直接に導き出すことはできないものである。前記の事型との切り替えが容易でないという課題を前提とし、切り替え動作無しに手動型とを使い分けられる壁紙糊付機を提供するという目的と一方向クラッチ機構といってというにより、補助動力源付壁紙糊付機に一方向クラッチ機構を駆動力でなるというは表別であるというであるというである。というでは、本件発明の構成が生まれ、補助動力源が駆動しているとができ出しているというである。と解される。特別、作用効果のいずれの面からも重要な意味を有するものと解される。
- (3) 乙第1ないし第4号証によれば、各書証に記載された発明は、抗弁(1)ア(ア)ないし(エ)のとおりであることが認められるが、乙第1ないし第4号証には、いずれも、切り替え動作無しに手動型と自動型とを使い分けられるということは、示唆されていない。また、乙第5ないし第10号証には、各種技術分野において一

方向クラッチ機構が使用されていることが示されているが、これらにも、切り替え動作無しに手動型と自動型とを使い分けられるということは、示唆されていない。したがって、請求項1、2及び4の発明は、いずれも、本件発明の特許出願前に公然実施されていたものとはいえないし、乙第1ないし第10号証に基づいて当業者が容易に発明をすることができたということはできず、請求項1、2及び4に、特許法29条1項2号又は同条2項に違反する無効理由があることが明らかであるとはいまない。よって、権利率用の抗棄は理中がない。

あるとはいえない。よって、権利濫用の抗弁は理由がない。 7 以上によれば、旧 β - EDラクーンAutoの製造販売は、請求項1の直接侵害に当たり、旧ラクーンIIの製造販売は、請求項1、2及び4の間接侵害に当たるが、新 β - EDラクーンAutoの製造販売は、請求項1の直接侵害に当たらず、新ラクーンIIの製造販売は、請求項1、2又は4の間接侵害に当たらない。 8 被告が、旧 β - EDラクーンAuto又は旧ラクーンIIを製造し、譲渡し、貸し、譲渡若しくは貸渡しのために展示するおそれがあるかという点について検討する。

 $\Pi\beta - EDラクーンAuto及び旧ラクーン<math>\Pi$ と新 $\beta - EDラクーンAuto$ 及び新ラクーンIとの差異は、一方向クラッチ機構の有無にあり、前記2(1)の認定事実によれば、旧 β -EDラクーンAuto及び旧ラクーンIから新 β -EDラク -ンAuto及び新ラクーンⅡへの改造は、比較的容易で短期間になし得たもので あり、このことから推測すると、今後製造販売する $\beta-ED$ ラクーンAuto及び ラクーンⅡに再び一方向クラッチを付加することは、技術的には比較的容易になし 売しておらず、新 β -EDラクーンAuto及び新ラクーンIを製造販売してお り、既に製造されていた旧 β -EDラクーンAuto及び旧ラクーン \mathbb{I} について は、新 β -EDラクーンAuto及び新ラクーン \blacksquare にすべて改造済みであり、在庫 を有していない。また、被告は、本件特許権の有効性は争っているものの、旧 B -EDラクーンAutoが請求項1を充足すること及び旧ラクーンⅡを手動壁紙糊付 台販売してその販売額が合計68万3000円であること、同期間に旧ラクーンⅡ を25台販売してその販売額が合計85万4800円であることを認め、それらを 裏付ける得意先元帳(乙第25号証の1ないし30)を、営業秘密にかかわる部分 を削除した上ではあるが、提出している。そして、原告からは、被告が旧βーEDラクーンAuto及び旧ラクーンIIをそれ以上販売したことを裏付ける証拠は提出されていない。なお、本件特許権は、平成12年1月14日に登録となり、同年3月15日に特許公報が発行されている(甲第4号証)から、被告が同年5月9日までに一方向クラッチ機構を備えたラクーンII及びβーEDラクーンAutoの販売を出め、それ以降の一方向クラッチ機構を備えたラクーンII及びβーEDラクーンAutoの販売 を止め、それ以降の一方向クラッチ機構を備えていないものに変えた理由として は、そのころ本件特許権の存在を知ったという事情も関係していると推認すること もできないわけではない。しかし、そのような事情が存在した としても、前記2(1)の認定事実によれば、一方向クラッチ機構を備えないものとしても技術的に問題がないという検討結果に基づいて、前記のような変更がなされた ものであるから、旧ラクーンoxdot及び旧 $oldsymbol{eta}$ oxdot ox oxdot oxdot oxdot oxdot oxdot oxdot ox oxdot oxdot oxdot oxdot oxdot oxdot oxdot ox oxdot ox oxdot ox oxdot ox 及び新eta - E D D ないし一時的なものとみることはできない。これらの事情に鑑みると、被告は、旧 $\beta - ED ラクーンAuto及び旧ラクーンIIを、現在製造販売していないだけでな$ く、将来製造し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示するおそれ があるとも認められない。

(1) 被告が、本件特許権の特許公報発行日である平成12年3月15日から同年5月9日までに旧 β -EDラクーンAutoを5台販売し、その販売額が合計68万3000円であること、同期間に旧ラクーンIIを25台販売し、その販売額が合

計85万4800円であることは、その限度では当事者間に争いがなく、旧 β -EDラクーンAuto及び旧ラクーン $\mathbb I$ の各販売による1台当たりの利益率が20パ ーセントであることは、当事者間に争いがない。

平成12年3月15日以降、被告が上記を超える台数の旧eta ーEDラクーン Auto又は旧ラクーンIIを販売したことを裏付ける証拠はない。甲第6号証の 1、第13、第14号証、乙第12号証の1には、eta - E D ラクーンA u t o o c価が17万8000円と記載され、甲第6号証の2、第13、第14号証、乙第12号証の2には、ラクーン Π の定価が4万3000円と記載されている。しかし、乙第25号証の1ないし30によれば、実際には、 $\Pi\beta$ = Π = 1台当たり13万3000円ないし14万2000円で販売され、5台の販売額の 合計が68万3000円であること、旧ラクーンIIは、1台当たり3万2000円ないし3万4000円で販売され、25台の販売額の合計が85万4800円であることが認められ、販売額がこれを上回ることを認めるに足りる証拠はない。

(2) 原告が補助動力源付手動壁紙糊付機(商品名「フレッシュマン駆動システ t o 及び旧ラクーンⅡをβ-EDに取り付けた補助動力源付手動壁紙糊付機(本件

参考装置)と競合する商品であることが認められる。

抗弁(2)(過失の推定の障害事実)について検討する。

特許法103条により過失が推定される根拠は、特許権の存在が公示されて いることにあるから、特許権登録後であっても、特許公報の発行が行われていない

期間については、過失推定の根拠を欠き、過失は推定されないというべきである。 甲第4号証によれば、本件特許権の特許公報が発行されたのは、平成12年 3月15日であることが認められるから、同日以降についての本件特許権侵害行為 については、過失があったものと推定される。しかし、同月14日以前について は、過失は推定されず、被告の過失を基礎づける事実は立証されていないから、過 失はなかったものというべきである。

- (4) 以上によれば、被告が旧 β = EDラクーンAuto及び旧ラクーン \mathbb{I} の販売によって得た利益30万7560円(68万3000円×0.2+85万4800 円×0 2=30万7560円)が、特許法102条2項により、原告の受けた損 害額と推定される。
- (5) 原告は、被告の販売により、534台の補助動力源付手動壁紙糊付機を販売 する機会を失ったとし、その分についての得べかりし利益の喪失による損害190 1万0400円の内金1512万5000円を請求する。しかし、原告が、被告の 販売により、534台の補助動力源付手動壁紙糊付機を販売する機会を失ったこと を裏付ける証拠はないから、この点に関する原告の請求は理由がない。 10 結論

よって、本訴請求は、本件特許権侵害による損害賠償として30万7560円 及びこれに対する不法行為の後である平成12年7月1日から支払済みまで民法所 定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において理由があるからこ れを認容し、その余は失当であるからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴 訟法61条、64条本文を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用 して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第21民事部

裁判長裁判官	\J\	松	_	难
裁判官	中	平		健
裁判官	田	中	秀	幸

補助動力源付手動壁紙糊付機

商品名 β – EDラクーンAuto

構成

本体手動壁紙糊付機の本体部後部から引き入れられるシート状の壁装材を、前 記本体部の前面側から使用者が手で引き出すことにより(以下、シート状の壁装材 を引き入れる本体部後方側を上流側といい、シート状の壁装材が引き出される本体 部前方側を下流側という。)、本体部内部に配設された糊付けローラーを含む複数のローラー間を所定の経路に沿って移動させ本体部下部に配設された糊桶内の糊を 前記糊付けローラーにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する手動壁紙糊付機に おいて、糊付けローラーに対して壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源を備え ていることを特徴とする手動壁紙糊付機であって、本体手動壁紙糊付機の本体部は 筐体部と蓋体部からなっており、蓋体部は爪部を一方に倒すことにより、本体部の 後部側に設けられている筺体部と蓋体部の支点部を軸として上方に開くことができ る。また、支点部のピンを外すことにより、蓋体部を筺体部から取り外すことがで きる。

で 筐体部には、糊付けローラーが配設されており、その下流側にハイテンション -ラーを介して前記糊付けローラーと連動する均しローラーが配設されている。 蓋体部には、筺体部と閉じられたときに、前記糊付けローラーの上流部に位置 するカウンター取付ステー(他のローラーと連動しない)と、前記糊付けローラー の下流部に位置するハイテンションローラーが配設されている。

本体部後部から引き入れられたシート状の壁装材は、前記カウンター取付ステ 一の下面側、前記糊付けローラーの上面側、前記ハイテンションローラーの下面側、前記均しローラーの上面側を経て、本体部の前面側から引き出される。 補助動力源部は糊付けローラー等から構成される本体部の(前面から見て)右

側面に着脱可能に配設されている。

補助動力源部からの駆動力伝達部は、補助動力源の出力軸の回転を前記壁装材 の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回転力として、前記糊付けローラ ーに伝達するが、前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備え ている。

補助動力源部は、壁紙糊付機の使用者が足で補助動力源を操作することができ る操作部(以下「フットスイッチ」という。) を備えており、フットスイッチはケ -ブルにより補助動力源部背面側に接続されている。

件 (口号物件)

手動壁紙糊付機用の補助動力源

商品名 ラクーン

構成

① 手動壁紙糊付機の本体部後部から引き入れられるシート状の壁装材を、前記本体部の前面側から使用者が手で引き出すことにより、本体部内部に配設された糊付 けローラーを含む複数のローラー間を所定の経路に沿って移動させ本体部下部に配 設された糊桶内の糊を前記糊付けローラーにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する手動壁紙糊付機において、糊付けローラーに対して壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源を備えていることを特徴とする手動壁紙糊付機であって、本体手動壁紙糊付機の本体部は筐体部と蓋体部からなっており、蓋体部は爪部を一方に倒す ことにより、本体部の後部側に設けられている筺体部と蓋体部の支点部を軸として 上方に開くことができる。また、支点部のピンを外すことにより、蓋体部を筺体部 から取り外すことができる。

筺体部には、糊付けローラーが配設されており、その下流側にドライブローラ ーと連動する均しローラーが配設されている。

蓋体部には、筺体部と閉じられたときに、前記糊付けローラーの上流部に位置 するカウンター取付ステーと、前記糊付けローラーの下流部に位置するドライブロ -ラーが配設されている。

本体部後部から引き入れられたシート状の壁装材は、前記カウンター取付ステ -の下面側、前記糊付けローラーの上面側、前記ドライブローラーの下側、前記均 しローラーを経て、本体部の前面側から引き出される。

② 前記の構成を有する手動壁紙糊付機において、糊付けローラー等から構成され

る手動壁紙糊付機本体部の(前面から見て)右側面に着脱自在に配設されるものであり、手動壁紙糊付機に取り付ける側面には略四隅部分に各々係合ピンが設けられ、側面中央部には一方向に遊転可能なギアが突出して設けられており、前記ギアを介して出力軸の回転を前記壁装材の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回転力として前記糊付けローラーに伝達するが、前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構が設けられており、壁紙糊付機の使用者が足で補助動力源を操作することができる操作部(フットスイッチ)をケーブルにより背面部に接続している補助動力源

物 件 目 録 三 (ハ号物件)

ー 手動壁紙糊付機用の補助動力源

ニ 商品名 ラクーンⅡ

E 構成

① 手動壁紙糊付機の本体部後部から引き入れられるシート状の壁装材を、前記本体部の前面側から使用者が手で引き出すことにより、本体部内部に配設された糊付けローラーを含む複数のローラー間を所定の経路に沿って移動させ本体部下部に設された糊桶内の糊を前記糊付けローラーに対して壁装材の裏面に連続的に塗布する手動壁紙糊付機において、糊付けローラーに対して壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源を備えていることを特徴とする手動壁紙糊付機であって、本体手動壁紙糊付機の本体部は筺体部と蓋体部からなっており、蓋体部は爪部を一方に倒すことにより、本体部の後部側に設けられている筺体部と蓋体部の支点部を軸として上方に開くことができる。また、支点部のピンを外すことにより、蓋体部を筺体から取り外すことができる。

筺体部には、糊付けローラーが配設されており、その下流側にドライブローラーを介して糊付けローラーと連動する均しローラーが配設されている。

蓋体部には、筐体部と閉じられたときに、前記糊付けローラーの上流部に位置するカウンター取付ステーと、前記糊付けローラーの下流部に位置するドライブローラーが配設されている。

本体部後部から引き入れられたシート状の壁装材は、前記カウンター取付ステーの下面側、前記糊付けローラーの上面側、前記ドライブローラーの下側、前記均 しローラーを経て、本体部の前面側から引き出される。

② 前記の構成を有する手動壁紙糊付機において、糊付けローラー等から構成される手動壁紙糊付機本体部の(前面から見て)右側面に着脱自在に配設されるものであり、手動壁紙糊付機に取り付ける側面には略四隅部分に各々係合ピンが設けられ、側面中央部には一方向に遊転可能なギアが突出して設けられており、前記ギアを介して出力軸の回転を前記壁装材の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回転力として前記糊付けローラーに伝達するが、前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構が設けられており、壁紙糊付機の使用者が足で補助動力源を操作することができる操作部(フットスイッチ)をケーブルにより背面部に接続している補助動力源

物件目録四

一 補助動力源付手動壁紙糊付機

二 手動壁紙糊付機商品名「 β ーED」(商品名)に補助動力源「ラクーン」(商品名)又は「ラクーンII」(商品名)が取り付けられた場合

本体手動壁紙糊付機の本体部後部から引き入れられるシート状の壁装材を、前記本体部の前面側から使用者が手で引き出すことにより、本体部内部に配設された糊付けローラーを含む複数のローラー間を所定の経路に沿って移動させ本体部下部に配設された糊桶内の糊を前記糊付けローラーにより前記壁装材の裏面に連続的に塗布する手動壁紙糊付機において、糊付けローラーに対して壁装材の引き出し力を助勢する補助動力源を備えていることを特徴とする手動壁紙糊付機であって、本体手動壁紙糊付機の本体部は筺体部と蓋体部からなっており、蓋体部は爪部を一方に倒すことにより、本体部の後部側に設けられている筺体部と蓋体部の支点部を軸と

して上方に開くことができる。また、支点部のピンを外すことにより、蓋体部を筐体部から取り外すことができる。 (筐体部には、糊付けローラーが配設されており、その下流側にドライブローラ

一を介して前記糊付けローラーと連動する均しローラーが配設されている。

蓋体部には、筺体部と閉じられたときに、前記糊付けローラーの上流部に位置 するカウンター取付ステーと、前記糊付けローラーの下流部に位置するドライブロ

ーラーが配設されている。 本体部後部から引き入れられたシート状の壁装材は、前記カウンター取付ステーの下面側、前記糊付けローラーの上面側、前記ドライブローラーの下面側、前記均しローラーの上面側を経て、本体部の前面側から引き出される。

補助動力源部は糊付けローラー等から構成される本体部の(前面から見て)右

側面に着脱可能に配設されている。

補助動力源部からの駆動力伝達部は、補助動力源の出力軸の回転を前記壁装材 の引き出し方向(上流側から下流側の方向)への回転力として、前記糊付けローラ 一に伝達するが、前記糊付けローラーが単独遊転できる一方向クラッチ機構を備え ている。

補助動力源部は、壁紙糊付機の使用者が足で補助動力源を操作することができ る操作部(フットスイッチ)を備えており、フットスイッチはケーブルにより補助 動力源部背面側に接続されている。